1. 第81号議案 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例の件

(1)改正の理由

令和元年6月19日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(令和元年政令第30号)により、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)が改正されたことに伴い、「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」(以下「条例」という。)の一部を改正する。

(2)改正の概要

①政令を引用している表記の修正【第21条、第31条~第34条、第42条、第44条】

政令において、建築物の耐火性能の技術的基準に関する条文の構成の見直し等の改正が行われたため、条例においても、政令を引用している部分について、修正を行うものである。 改正された政令と条例における引用条文は次の3点である。

- ア. 政令第109条の2の2及び第110条を引用 ― 条例第21条、第32条~第34条
- イ. 政令第129条の2の3を引用 ― 条例第31条、第42条
- ウ. 政令第136条の2を引用 ― 条例第44条

②その他の修正【第31条、第42条、第47条】

項ずれ等に対応するため改正する。

(3)条例の施行

公布の日から施行する。

第81号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例の件 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(平成20年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第21条中「,準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物であって令第110条第1号に規定する特定避難時間が45分間未満の建築物を除く。以下第32条第1項,第33条第4項第1号,第34条第1号において同じ。)」を「若しくは準耐火建築物又は特殊建築物(主要構造部及び外壁の開口部について,法第27条第1項の規定に適合するものに限る。)」に改める。

第31条中「令第129条の2の3第1項第1号口に規定する技術的基準に適合する準耐火構造」を「準耐火構造(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準(令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。第42条第5号において同じ。)に適合するものに限る。)」に改め、同条第2号中「第22条第1項第4号」を「第22条第1項第5号」に改め、同条第3号中「第22条第1項第5号」を「第22条第1項第6号」に改める。

第32条第1項中「, 準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊 建築物」を「若しくは準耐火建築物又は第21条に規定する特殊建築物」に改める。

第33条第4項第1号中「,準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」を「若しくは準耐火建築物又は第21条に規定する特殊建築物」に 改める。

第34条第1号中「,準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」を「若しくは準耐火建築物又は第21条に規定する特殊建築物」に改め、同条第2号中「法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物」を「第21条に規定

する特殊建築物」に改める。

第42条第2号中「令第112条第13項第2号」を「令第112条第18項第2号」に 改め、同条第5号中「令第129条の2の3第1項第1号口に規定する技術的基準 に適合する準耐火構造」を「準耐火構造(主要構造部である壁、柱、床、はり及 び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。)」に改める。

第44条中「令第136条の2各号に規定する技術的基準に適合する」を「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イ(1)から(10)までに定める構造方法(同号イ(10)にあっては、ただし書に規定する構造に限る。)を用いる」に改める。

第47条中「かご」を「籠」に改める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

理由

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の改正等に伴い,条例を改正する 必要があるため。 (参 考)

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ぬきがき

(____は,改正部分を示す。)

(改 正 案)

(現 行)

(特殊建築物の渡り廊下)

第21条 法別表第 1 (い) 欄に規定する用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第 1 項の規定に適合する特殊建築物(令第109条の 2 の 2 に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物であって令第110条第 1 号に規定する特定避難時間が45分間未満の建築物を除く。以下第32条第 1 項、第33条第 4 項第 1 号、第34条第 1 号において同じ。)でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1), (2) 略

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舎の制限)

第31条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供するもの又は寄宿舎でその寝室の用途に供するものの床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものについては、次に掲げる建築物(主要構造部を令第129条の2の3第1項第1号口に規定する技術的基準に適合する準耐火構造としたものを除く。)の上階に設けてはならない。

(1) 略

(2) <u>第22条第1項第4号</u>に掲げる物品販売業 を営む店舗 若しくは

準耐火建築物又は特殊建築物(主要構造部及び外壁の開口部について,法第27条第1項の 規定に適合するものに限る。)

準耐火構造(主要

構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒 裏にあっては、1時間準耐火基準(令第112 条第2項に規定する1時間準耐火基準をい う。第42条第5号において同じ。)に適合す るものに限る。)

第22条第1項第5号

- (3) <u>第22条第1項第5号</u>に掲げる倉庫 (共同住宅又は寄宿舎の出入口と道路等との 関係)
- 第32条 共同住宅又は寄宿舎(耐火建築物,準 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合 する特殊建築物であるものを除く。)の主要 な出入口及び階段の昇降口は,道路に面して 設けなければならない。ただし,当該共同住 宅又は寄宿舎の主要な出入口及び階段の昇降 口が道路に通じる次の各号のいずれかに掲げ る敷地内通路に面する場合にあっては,この 限りでない。
 - (1), (2) 略
- 2,3 略

(共同住宅又は寄宿舎の階段及びその踊場並 びに廊下)

第33条 略

2,3 略

4

- (1) 寄宿舎の用途に供する建築物が耐火建築 物, 準耐火建築物又は法第27条第1項の規 定に適合する特殊建築物であること。
- (2), (3) 略

(耐火建築物等とする老人福祉施設等)

第34条

- (1) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える場合においては、耐火建築物、 準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物とすること。
- (2) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合においては、耐火建築物又

第22条第1項第6号

若し

くは準耐火建築物又は第21条に規定する特殊 建築物

若しくは準耐火建築物又は第21条に規定 する特殊建築物

若

しくは準耐火建築物又は第21条に規定する 特殊建築物 は<u>法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物</u>(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)とすること。

(自動車車庫等の構造)

- 第42条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に 供する場合においては、当該建築物は、次に 掲げる構造としなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 前号の防火設備は、<u>令第112条第13項第</u>2号に規定する構造とすること。
 - (3), (4) 略
 - (5) 自動車車庫等の直上階に床面積が50平方 メートルを超える居住の用途に供する部分 がある場合又は自動車車庫等の直上階から 上の階が1以上ある場合にあっては,自動 車車庫等の主要構造部は,今第129条の2 の3第1項第1号ロに規定する技術的基準 に適合する準耐火構造とすること。

(木造の長屋の階数制限)

第44条 主要構造部である柱又ははりが木造で ある長屋(耐火建築物であるものを除く。) は、地階を除く階数を2(準耐火建築物であ る長屋又は<u>令第136条の2各号に規定する技</u> 術的基準に適合する長屋にあっては、3)以 下としなければならない。

(共同住宅に設けるエレベーターの構造基準)

第47条 共同住宅の用途に供する部分の床面積 の合計が5,000平方メートルを超える建築物

第21条に規定する特殊建築物

令第112条第18項第

2 号

準耐火構造 (主

要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。)

防火地域又は準防火地域内の建築 物の部分及び防火設備の構造方法を定める件 (令和元年国土交通省告示第194号)第4第 1号イ(1)から(10)までに定める構造方法 (同号イ(10)にあっては、ただし書に規定す る構造に限る。)を用いる で 6 階以上の階に共同住宅の住戸又は住室があるものに設けるエレベーターは、その 1 基以上を<u>かご</u>の奥行きが 2 メートル以上の構造とし、かつ、避難階又はその直上階若しくは直下階に<u>かご</u>を呼び戻す装置を設けなければならない。

籠

籠